

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 青森県三戸郡階上町蒼前東二丁目9番28

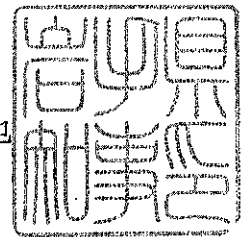
氏 名 オーシャンマテリアル株式会社

代表取締役 大山 茂昭

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する

岩手県知事 達 増 拓 也



許可の年月日 令和 7年 3月30日

許可の有効年月日 令和12年 3月29日

1. 事業の範囲

(1) 産業廃棄物の種類

取扱う特別管理産業廃棄物

- ・廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限る。）
- ・廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のものに限る。）
- ・廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のものに限る。）
- ・感染性産業廃棄物
- ・燃え殻（六価クロム化合物、砒素又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）
- ・廃油（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタンを含むことのみにより有害なものに限る。）
- ・汚泥（カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、セレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）
- ・廃酸（カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、セレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）
- ・廃アルカリ（カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、セレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

以下余白

(2) 積替え・保管を含むもの

無

以下余白

(以下、裏面記載)

2. 許可の条件
以下余白

3. 許可の更新又は変更の状況
令和 2年 3月30日 当初許可
令和 7年 3月30日 更新許可
以下余白

4. 積替え許可（盛岡市の許可）の有無 無
以下余白

5. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 無
以下余白